



国民年金講座



国民年金保険料の納付は口座振替が便利で確実です!

口座振替を利用しますと、指定した口座から自動的に引き落とされ、納付のためにその都度金融機関に行く手間が省けます。納め忘れることもないので安心です。

口座振替早割制度がお得!

通常の口座振替(当月保険料翌月末引落し)では保険料額は変わりませんが、早割制度(当月保険料を当月末引落し)を利用すると月額50円割引になります。

通常の口座振替では、
月額 14,410円

口座振替早割制度を利用すると、
月額 14,360円

月々 50円
のお得

前納するとさらにお得!!

一定期間分の保険料をまとめて納めることを前納といいます。納付書で前納した場合にも割引されます(1年分前納...3,070円の割引、6ヶ月分前納...700円の割引)が、口座振替で前納にするとさらにお得です。

平成20年度の保険料額でご案内します。(年額)172,920円(14,410円×12ヶ月)

	口座振替	申込期限
1年分前納 (4月に一年分を支払)	169,300円 (3,620円割引)	2月末
6ヵ月前納 (前期:4月に4~9月分、 後期:10月に10~3月分を支払)	85,480円 (980円割引)	前期:2月末 後期:8月末

平成21年度の保険料額は2月中に決定予定です。

問い合わせ先 | 住民生活課 住民係 ☎73-1415 鳥取社会保険事務所 ☎27-8311



償却資産の申告がまだの事業主の方は、申告書の提出をお願いします

毎年1月1日現在、事業用償却資産を所有している法人及び個人の方は、1月31日までに償却資産の申告をしていただくことになっています。まだ申告書を提出されていない方は、至急申告書を提出してください。申告が必要な償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却費として経費に算入されるものです。(自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものは除く。)

なお、事業用償却資産をお持ちで、申告書が届いていない場合などはご連絡ください。

問い合わせ先

財務課 課税係
☎73-1413 FAX73-1569
URL <http://www.iwami.gr.jp/>
E-mail zaimu@iwami.gr.jp

ひとり暮らし高齢者の福祉事業

電磁調理器・自動消火器購入費を助成します

【対象者】

65歳以上のひとり暮らしで町民税非課税の方で、身体機能低下や認知症等のため防火の配慮が必要と認められる方。

【助成限度額】

電磁調理器:20,000円
自動消火器:30,000円

問い合わせ先

福祉保健課
☎73-1333